

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

◇告 示 字の区域の変更

字等の区域の新設等

健康保険医等の登録

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地処分

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

土地収用法による事業の認定

河川区域の変更

廃川敷地の生成

規 則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十一号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一号中「年六パーセント以内」を「年六・五パーセント以内」に改め、同表の第三号中「年六・五パーセント以内」を「年七パーセント以内」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十二号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則（昭和五十三年九月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
本則の表を次のように改める。

手数料を納めなければならない者	金額
一 法第五条の三第一項の講習会の講習を受けようとする者	千五百円
イ 現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者	千五百円
ロ イに掲げる者以外の者	三千円
二 法第五条の四第一項の技能検定を受けようとする者	七千五百円
三 法第七条第一項本文の許可証の交付を受けようとする者	四千五百円
四 法第七条第一項ただし書の規定による記載を受けようとする者	三千円
五 法第七条第二項の許可証の書換えを受けようとする者	千円
六 法第七条第二項の許可証の再交付を受けようとする者	千五百円

- 七 法第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者
 - イ 当該更新に伴つて新たな許可証の交付を受けない者 二千円
 - ロ イに掲げる者以外の者 三千円
- 八 法第九条の五第二項の認定証の交付を受けようとする者 四千円
- 九 法第十五条第一項の登録証の交付を受けようとする者 四千五百円
- 十 法第十五条第二項の登録証の再交付を受けようとする者 千五百円

附 則

この規則は、昭和五十五年六月二十一日から施行する。ただし、本則の表の改正規定中法第九条の五第二項の認定証の交付を受けようとする者に係る部分は、同年十一月二十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見地区第一工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生

する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十五年二月一日現在の地番による。)

天萬字下方前

天萬字下方前のうち一六四九の四、一六四九の五、一六四九の七、一六五二の六、一六五二の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

天萬字土屋田

天萬字土屋田のうち一六六五の四から一六六五の六まで、一六六六の四から一六六六の六まで、一六六七の七から一六六七の二まで、一六六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

天萬字カフマ

天萬字カフマの全域、天萬字下方前一六五二の六の一部、一六五二の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、天萬字土屋田一六六五の四から一六六五の六まで、一六六六の四から一六六六の六まで、一六六七の七から一六六七の二まで、一六六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字九反田一六七六の二の一部、一六七六の二の一部、一六七七の二の一部、一六七七の三の一部、一六七七の三、一六七八の二の一部、一六七八の二の一部、一六七八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

天萬字九反田

天萬字九反田のうち一六七六の二の一部、一六七六の二の一部、一六七七の二の一部、一六七七の二の一部、一六七七の三、一六七八の二から一六七八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、天萬字下方前一六四九の四、一六四九の五、一六四九の七、一六五二の六の

一部、一六五二の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字砂田七五五の二、七五六の三、七五七の四、七五八の三、七六〇の九、一六八二の二から一六八二の五まで、一六八三の二、一六八三の三、一六八三の五、一六八三の六、一六八四の二、一六八四の四、一六八四の五、一六八四の六及びこれらと一体をなす国有地

天萬字砂田

天萬字砂田のうち七五五の二、七五六の三、七五七の四、七五八の三、七六〇の九、一六八二の二から一六八二の五まで、一六八三の二、一六八三の三、一六八三の五、一六八三の六、一六八四の二、一六八四の四、一六八四の五、一六八四の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第五百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字 の名称	同上の区域（昭和五十五年二月一日現在の地番による。）
青木字金祖	<p>青木字中祖のうち二七六の二、二七七の二、二七五、二八三の二、二八四の三、二八四の四、二八五の二、二九三の二、二九四の一、二九四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、青木字東花田二九五の一、二九六の一、二九七から三〇〇まで、三〇一から三〇五までの一部、三〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、青木字西花田三一五の一部、三一六から三一八まで、三一九の一、三二〇の二、三二三から三二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、青木字金土四二五の一、四二六の一、四二七の一、四二七の二、四二八、四二九、四三〇の一、四三二の二、四三二の三、四三三の一、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに青木字落合四四三の一、四四四の一、四四五の一、四四六の一、四五三の一、四五四の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
青木字花田	<p>下安曇字西大代一三から一八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、青木字東花田三〇一から三〇五までの一部、三〇六の二の一部、三〇八の二の一部、三〇九から三一三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、青木字西花田のうち三一四の一部、三一五の一部、三一六から三八まで、三一九の一、三一九の二、三二〇の一、三二〇の二、三二一、三二二の二、三二三から三二六までの一部、三三七の一部、三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに青木字東芝原三四四から三四六までの一部、三四七の二の一部、三六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
青木字芝原	<p>下安曇字西大代一二及び一三と一体をなす国有地の一部、大袋字東川堀一五八の二の一部、一五八の四の一部、一五八の五の一部、一五八の六、一五八の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字西川堀一六八の二の一部、一</p>
大袋字川堀	<p>六八の六の一部、大袋字川堀土手外一六九の二の一部及び一七〇の一、青木字東芝原三四四から三四六までの一部、三四七の二の一部、三四九の一、三五〇の一、三五一の二、三五三の二、三五四の一、三五五の一、三五六から三六七まで、三六八の一部、三六九から三七四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに青木字西芝原三七五の二から三七五の五まで、三七五の六の一部、三七五の八及びこれらと一体をなす国有地</p>
大袋字大坪	<p>大袋字中石橋一四八の一部、一四九の二の一部、一五〇、一五一の一部、一五二の一部、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字川堀土手外一六九の二の一部、大袋字下石橋一五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字東川堀のうち一五八の二の一部、一五八の四の一部、一五八の五の一部、一五八の六、一五八の七の一部、一六二の二、一六三の二の一部、一六三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大袋字西川堀一六六の二、一六八の二、一六八の三の一部、一六八の四、一六八の五、一六八の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに青木字東芝原三七四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大袋字石橋	<p>大袋字上大坪七一から七六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字小松一一六の二の一部及び一一六の二と一体をなす国有地の一部、大袋字地主木一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字下大坪一八八の一部、一二九の一部、一三〇、一三一から一三三までの一部、一三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大袋字紅梅二〇四の二の一部、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
下安曇字西大代一	<p>下安曇字西大代一の一部並びに一及び一二と一体をなす</p>

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十五年二月一日現在の地番による。)</p>	<p>国有地の一部、大袋字七反田一八の一部、一九の一部、二〇の一部、二〇の二の一部、二二、二三の一部及び二四、大袋字石田二五、二六の一部、二六の二の一部、二七の一部、二七の二の一部、二七の三、二八の一部、二九の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字丸山五四の一部、五四の二の一部、六八の一部及び六八の二、大袋字下大坪一三四の一部、一三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字水内一三五の一部、一三六の一から一三六の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字中石橋一四九の二の一部、一五一の一部、一五二の一部、一五三の一部、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字下石橋のうち一五七の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに青木字東芝原三六九から三七四までの一部</p>
<p>青木字落合</p>	<p>青木字落合のうち四四三の一、四四四の一、四四五の一、四四六の一、四五三の一、四五四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>青木字西芝原のうち三七五の一から三七五の五まで、三七五の六の一部、三七五の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>青木字中祖</p>	<p>青木字中祖二七五、二七六の二、二七七の二、二八三の二、二八四の三、二八四の四、二八五の二、二九三の二、二九四の一、二九四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下安曇字東大代の全域、下安曇字西大代のうちの一の一部、一三から一八までの一部並びに一、一二及び一三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大袋字荒神堀四の一の一部、二の一の一部及び一三の一部、大袋字七反田一四の一の一部、一四の二、一四の四の一部、一六の一の一部、一六の二、一六の三の一部、一六の四、一九の一部及び二〇の二の一部、青木字東花田三〇八の一の一部、三〇九から三一三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに青木字西花田三一四の一部、三三七の一部、三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>青木字金土</p>	<p>青木字金土のうち四二五の一、四二六の一、四二七の一、四二七の二、四二八、四二九、四三〇の一、四三二の二、四三二の三、四三三の一、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大袋字荒神堀三の一、四の三、五、六及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>青木字西花田</p>	<p>青木字西花田三一九の二、三二〇の一、三二一、三二二</p>	<p>大袋字櫻木のうち四一の一の一部、四三の一の一部、四三の三の一部、四六の一、四七から四九まで、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大袋字荒神堀の</p>

大袋字川堀土手	うち三の一、四の一の一部、四の三、五、六、一二の一の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大袋字七反田一四の一の一部、一四の三、一四の四の一部、一五、一六の一の一部、一六の三の一部、一七、一八の一部、一九の一部及び二三の一部、大袋字石田のうち二五、二六の一の一部、二六の二の一部、二七の一から二七の三まで、二八、二九の一、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大袋字丸山五一の一の一部、五一の二、五三の一の一部、五三の二、五四の一の一部及び五四の二の一部
大袋字東川堀	大袋字川堀土手外のうち一六九の一及び一七〇の一以外の区域 大袋字東川堀一六二の二及び一六三の二
大袋字西川堀	大袋字西川堀のうち一六六の一、一六八の一、一六八の二、一六八の四、一六八の五、一六八の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大袋字四反田	大袋字四反田の全域、大袋字下大坪一三四の一の一部、一三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字水内のうち一三五の一部、一三六の一から一三六の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大袋字中石橋一四八の一部、一四九の一の一部、一四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字東川堀一六三の一の一部並びに大袋字紅梅二〇四の一から二〇四の三までの一部、二〇四の四、二〇四の五及びこれらと一体をなす国有地
大袋字上石橋	大袋字上石橋のうち一九九の二、二〇二の一、二〇二の二及び二〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大袋字河原ナシ	大袋字河原ナシのうち二〇八の一部、二〇九の一の一部、二〇九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大袋字地主木二二一の二の一部、一二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大袋字上石橋一九九の二、二〇二の一、二〇二の二及び二〇三と一体をなす国有地の一部
大袋字地主木	大袋字地主木二二一の一、一二二の四、一二一の五、一二二の二、一二二の四、一二二の五、一二二の六、一二三の二、一二三の三及びこれらと一体をなす国有地
大袋字紅梅	大袋字小松二一六の一の一部、二一六の二の一部、二一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字地主木二二一の二の一部、一二二の一の一部、一二三の一、一二四の一から一二四の六まで、一二五の一、一二五の二、一二六、一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字上石橋二〇三と一体をなす国有地の一部、大袋字紅梅二〇四の一から二〇四の三までの一部、二〇五の一部、二〇六、二〇七及びこれらと一体をなす国有地並びに大袋字河原ナシ二〇八の一部、二〇九の一の一部、二〇九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大袋字丸山	大袋字丸山のうち五一の一の一部、五一の二、五三の一の一部、五三の二、五四の一の一部、五四の二、六八の一の一部及び六八の二以外の区域、大袋字石田二七の二の一部、二八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字櫻木四一の一の一部、四三の一の一部、四三の三の一部、四六の一、四七から四九まで、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大袋字上大坪七一から七四までの一部、七六の一部、七七から七九まで及びこれらと一体をなす国有地、大袋字安女八〇の一の一部、八一の一の一部、八一の二、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大袋字下大坪

大袋字小松	<p>一、二八の一部、一二九の一部、一三一から一三三までの一部、一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地、上安曇字沓升取七〇九の一部並びに七〇八の一及び七〇九と一体をなす国有地の一部、上安曇字畑ケ田八〇九の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに上安曇字丸山八一二の一部、八一四の一部、八一五の一部、八一六の一部、八一六の二、八一六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大袋字中川	<p>大袋字中川のうち一〇四の二、一〇九の二、一〇九の五、一一〇の二、一一三の一及び一一四の一以外の区域</p>
大袋字安女	<p>大袋字安女九一の二から九一の五まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
上安曇字畑ケ田	<p>上安曇字畑ケ田のうち七九九の三の一部、八〇〇の一部、八〇〇の三の一部、八〇一の一部、八〇二の一部、八〇三の一部、八〇三の二の一部、八〇四の一部、八〇四の二、八〇五の一、八〇五の二、八〇六</p>
上安曇字沓升取	<p>の二の一部、八〇六の三の一部、八〇九の一部、八一〇の一部、八一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上安曇字丸山八一二の一部、八一三の二から八一三の七まで、八一四の一部、八一四の二、八一四の三、八一五の一部、八一六の一部及び八一六の三の一部</p>
上安曇字為瀧	<p>上安曇字沓升取のうち七〇九の一部並びに七〇八の一及び七〇九と一体をなす国有地の一部以外の区域、上安曇字為瀧七一の一の一部及び七一の三の一部、上安曇字畑ケ田八〇六の二の一部、八〇六の三の一部、八一〇の一部、八一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに上安曇字丸山八一二の一部、八一二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
上安曇字吉本	<p>上安曇字為瀧のうち七一の一の一部、七二の三の一部、七三の三の一部、七四の一から七四の三までの一部、七四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上安曇字畑ケ田八〇三の一部、八〇三の二の一部、八〇四の一部、八〇四の二、八〇五の一部、八〇五の二、八〇六の二の一部及び八〇六の三の一部</p>
上安曇字竹ノ下	<p>上安曇字吉本のうち六九六の一部、六九八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上安曇字竹ノ下三三五の一の一部、三三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、上安曇字川端六七六の二の一部並びに上安曇字上河原六八九の一の一部、六九〇から六九三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>上安曇字上河原</p>	<p>七六の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに上安曇字吉本六九六の一の一部、六九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>上安曇字上河原のうち六七九の一の一部、六八一、六八二、六八三の一、六八九の一の一部、六九〇から六九三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上安曇字荒神前六六三の一部、六六四の一部及び六七二の一部並びに上安曇字川端のうち六七六の一の一部、六七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>上安曇字六反田のうち七九四の一部、七九五の一部、七九六の一の一部、七九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上安曇字下ヲトウジ七七七の一部及びこれと一体をなす国有地、上安曇字四反田七九三の一の一部、七九三の二の一部、七九三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七九三の一と一体をなす国有地の一部、上安曇字畑ヶ田七九九の三の一部、八〇〇の一の一部、八〇〇の三の一部、八〇一の一の一部、八〇二の一の一部、八〇三の一の一部、八〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、上安曇字丸山八一五の一部、八一六の一の一部、八一六の三の一部、八一六の四の一部、八一六の五の一部及び八一七の一部並びに大袋字安女八〇の一の一部、八〇の二、八三の一部、八四、八五、八六の一部及び八七の一部</p>
<p>上安曇字下ヲトウジ</p>	<p>上安曇字下ヲトウジのうち七六二の一から七六二の三までの一部、一七一七の一、一七二三の一、一七二三の五、一七二四の三、一七二四の五、一七二五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上安曇字大塚七四九の一の一部、七四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上安曇字上ヲトウジ七五〇の一の一部、七五〇の二、七五一の一</p>
<p>上安曇字上ヲトウジ</p>	<p>の一部、七五一の二、七五一の五の一部、七五一の六の一部、七五一の一〇の一部、七五三の一の一部、七五三の二、七五四の一の一部、七五四の二、七五五の一の一部、七五六の一の一部、七五六の二、七五七の一の一部、七五七の二、七五九の一の一部、七五九の二、七六〇の三の一部、七六〇の五、七六一の三の一部、七六一の五、一六九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上安曇字四反田七八二の一の一部、七八四の二の一部、七八四の三の一部、七九三の二の一部、七九三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七八五及び七九三の三と一体をなす国有地の一部、上安曇字六反田七九四の一部、七九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、上安曇字丸山八一六の四の一部、八一六の五の一部及び八一七の一部並びに大袋字安女八六の一部</p>
<p>上安曇字四反田</p>	<p>上安曇字四反田のうち七八二の一の一部、七八四の二の一部、七八四の三の一部、七九三の一から七九三の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七八五、七九一、七九三の一及び七九三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、上安曇字為瀧七三三の一部、七三四の一から</p>
<p>上安曇字上ヲトウジのうち七五〇の一の一部、七五〇の二、七五一の一の一部、七五一の二、七五一の五の一部、七五一の六の一部、七五一の一〇の一部、七五三の一の一部、七五三の二、七五四の一の一部、七五四の二、七五五の一の一部、七五六の一の一部、七五六の二、七五七の一の一部、七五七の二、七五九の一の一部、七五九の二、七六〇の三の一部、七六〇の五、七六一の三の一部、七六一の五、一六九四の二の一部、一六九四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上安曇字大塚七四九の一の一部、七四九の四の一部並びに七四九の一及び七四九の四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>上安曇字上ヲトウジのうち七五〇の一の一部、七五〇の二、七五一の一の一部、七五一の二、七五一の五の一部、七五一の六の一部、七五一の一〇の一部、七五三の一の一部、七五三の二、七五四の一の一部、七五四の二、七五五の一の一部、七五六の一の一部、七五六の二、七五七の一の一部、七五七の二、七五九の一の一部、七五九の二、七六〇の三の一部、七六〇の五、七六一の三の一部、七六一の五、一六九四の二の一部、一六九四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上安曇字為瀧七三三の一部、七三四の一から</p>

<p>上安曇字荒神前</p>	<p>上安曇字大塚</p>	<p>上安曇字寛ノ上</p>	<p>上安曇字下仲ノ谷</p>	<p>上安曇字大亀塚</p>
<p>上安曇字荒神前のうち六五二の一の一部、六五二の二の一部、六五二の三、六六三の一部、六六四の一部、六六八の一の一部、六六八の二、六六八の三の一部、六七二の一</p>	<p>上安曇字大塚のうち七四四の一の一部、七四四の七、七四五の一の一部、七四五の二、七四五の三、七四九の一の一部、七四九の二、七四九の三の一部、七四九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七四四の一及び七四九の四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上安曇字寛ノ上七二四の一の一部、七二四の二、七二四の三の一部、七三四の五及び七三四の六</p>	<p>上安曇字寛ノ上のうち七一五の三の一部、七一五の四の一部、七一五の六の一部、七一六の一の一部、七一八の一の一部、七一九の一部、七二〇の一の一部、七二一の一部、七二二の一部、七二三の一の一部、七二三の三の一部、七二四の一の一部、七二四の二、七二四の三の一部、七三四の五及び七三四の六以外の区域、上安曇字為龍七一四の三の一部、上安曇字大塚七四四の一の一部、七四四の七、七四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上安曇字四反田七九一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>七二四の三までの一部、七二四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、上安曇字寛ノ上七一五の三の一部、七一五の四の一部、七一五の六の一部、七一六の一の一部、七一八の一の一部、七一九の一部、七二〇の一の一部、七二一の一部、七二二の一部、七二三の一の一部及び七二三の三の一部、上安曇字大塚七四五の一の一部、七四五の二、七四五の三、七四九の一から七四九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上安曇字六反田七九六の一の一部、七九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上安曇字畑ケ田八〇四の一の一部及び八〇五の一の一部</p>	<p>部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上安曇字上河原六七九の一の一部、六八一、六八二、六八三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>廃止する字の名称 下安曇字西大代、大袋字下石橋、大袋字中石橋、大袋字七反田、大袋字石田、大袋字水内、大袋字下大坪、大袋字上大坪、上安曇字丸山、上安曇字川端及び上安曇字上澤</p>	<p>上安曇字深田 上安曇字深田のうち六三二の一部、六三三の四の一部、六三三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上安曇字大亀塚六三四の一部、六五一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上安曇字上澤の全域</p>	<p>上安曇字大亀塚 上安曇字大亀塚のうち六三四の一部、六五一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上安曇字下仲ノ谷五三二の二、五三六の二、五三七の一、五三七の八、五三八及びこれらと一体をなす国有地、上安曇字深田六三二の一部、六三三の四の一部、六三三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上安曇字荒神前六五二の一の一部、六五二の二の一部、六五二の三、六六八の一の一部、六六八の二、六六八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>上安曇字下仲ノ谷のうち五三二の二、五三六の二、五三七の一、五三七の八、五三八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>上安曇字下仲ノ谷のうち五三二の二、五三六の二、五三七の一、五三七の八、五三八及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第五百二十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木村章彦	鳥医第二、四八三号	昭和五十五年五月十六日
河上るり	鳥薬第四二五号	昭和五十五年五月二十六日
近藤伸子	鳥薬第四二六号	"
竹内 薫	鳥医第二、四八四号	"
春日良之	鳥医第二、四八五号	昭和五十五年五月二十九日

鳥取県告示第五百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に變更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

秋里江津土地改良区

理事	新田 忠夫
變更前	鳥取市江津六九〇番地
變更後	鳥取市江津六七九番地

鳥取県告示第五百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、千代水土地改良区の定款の變更を昭和五十五年六月十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る会見地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十四号

昭和五十五年五月十六日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良(松谷地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年六月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称

工事を完了年月日

届出者

上野地区は場整備事業	昭和五十三年三月二十五日	溝口町
間地区農業用排水事業	昭和五十五年一月九日	"
大滝地区農業用排水事業	昭和五十五年一月三十日	"
福兼地区農業用排水事業	昭和五十五年三月十五日	"
池田地区農業用排水事業	昭和五十五年三月十日	"
三部地区農業用排水事業	昭和五十五年三月十五日	"
福岡地区農業用排水事業	昭和五十五年三月十日	"
父原地区農業用排水事業	昭和五十五年三月十七日	"

鳥取県告示第五百二十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

福部村

二 事業の種類

福部総合スポーツ広場建設事業

三 起業地

1 収用の部分

岩美郡福部村大字高江字西谷並びに大字海士字河原、字六反田、字浪花、字雌尾及び字糶箱地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

福部村役場

鳥取県告示第五百二十七号

橋津川水系に係る二級河川東郷池の河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり変更するので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻

「次のとおり」は、省略し、その関係図面を鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第五百二十八号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十五年六月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻

一 河川の名称

橋津川水系に係る二級河川 東郷池

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十五年六月二十日

三 廃川敷地の位置

東伯郡羽合町大字上浅津字二ノ屋敷一二三番二地先から同字一三五番

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二二一八・〇二平方メートル

一 地先まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】